

令和6年度 集団指導

◎特定教育・保育施設◎

<会計編>

練馬区福祉部指導検査担当課

保育サービス検査係





**委託費は使途範囲内で
運用していますか？**



委託費の使途範囲について

保育所に対して支払われる委託費については、
「人件費」「管理費」「事業費」に充てることとされています。

人件費

保育所に属する職員の給与、
賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な経費

管理費

保育所の運営に必要な経費

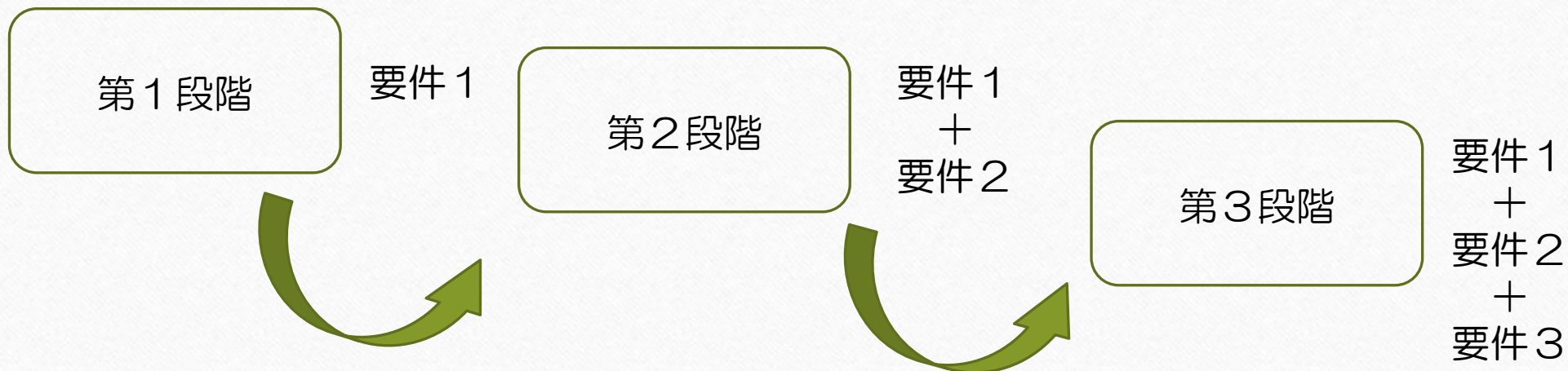
事業費

保育所入所児童の処遇に直接必要な経費

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について
（府子本第254号・雇児発0903第6号）（以下「経理等通知」という。）1(1)

委託費の弾力運用について

- (1) 要件を満たすと委託費の使途範囲である
「人件費」「管理費」「事業費」以外にも支出が可能。(弾力運用)
- (2) 弾力運用は段階的になっており、満たしている要件によって
支出内容や限度額が異なります。



第1段階

要件1

適切な施設運営の確保に必要な7つの要件を全て満たしている。

＜経理等通知1(2)、(3)＞



- ◆ 「人件費」「管理費」「事業費」の相互流用が可能
- ◆ 長期的に安定した施設経営を確保するため①～③の積立資産に積立てを行うことが可能
 - ①人件費積立資産 ②修繕費積立資産 ③備品等購入積立資産

第1段階：7つの要件

- ① 児童福祉法第45条第1項の基準が遵守されている。
- ② 委託費に係る交付基準およびそれに関する通知等を示す職員の配置等の事項が遵守されている。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われている。
- ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されている。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切である。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長および職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めている。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がない。

第2段階

要件2

別表1に掲げる8つの事業等のいずれかを実施している。

＜経理等通知1(4)＞



- ◆ 改善基礎分相当額の範囲内で、保育所等に係る別表2に掲げる経費等に委託費を充てることが可能

第2段階：8つの事業等

- ① 延長保育事業の実施
- ② 一時預かり事業の実施
- ③ 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- ④ 地域子育て支援拠点事業の実施
- ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ
- ⑥ 家庭支援推進保育事業の実施
- ⑦ 休日保育加算の対象施設
- ⑧ 病児保育事業の実施

第2段階：弾力運用

別表2（同一設置者の保育所等）※改善基礎分相当額の範囲内

- ① 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費
- ② 保育所等の土地または建物の賃借料
- ③ 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還または※積立のための支出
- ④ 保育所等を経営する事業に係る租税公課

※ ①～③については、保育所等を経営する事業に必要なものに限る。

※ * 保育所施設・設備整備積立資産への積立てが可能

第3段階

要件3

保育サービスの質の向上に関する3つの要件を全て満たしている。



＜経理等通知1(5)、(6)＞

- ◆ 改善基礎分相当額の範囲内で、以下の経費に委託費を充てることが可能
 - ・ 子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費
 - ・ 社会福祉施設等に係る別表4に掲げる経費
- ◆ 委託費3か月分の範囲内で、以下の経費に委託費を充てることが可能
 - ・ 子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費
 - ・ 保育所等に係る別表5に掲げる経費
- ◆ 長期的に安定した施設経営を確保するため①、②の積立資産に積立てを行うことが可能
 - ①人件費積立資産 ②保育所施設・設備整備積立資産

第3段階：3つの要件

- ① 計算書等（財務諸表）を保育所に備え付け、閲覧に供する。
- ② 毎年度、次のアまたはイが実施されている。
 - ア：第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努める。
 - イ：入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されている。
第三者委員を設置して適切な対応を行っている。
入所者等からのサービスに係る苦情内容および解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努める。
- ③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。）のいずれも満たしている。

第3段階：弾力運用

別表3（同一設置者の子育て支援事業）※改善基礎分相当額の範囲内
または
※委託費3か月分の範囲内

- ① 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善および土地の取得等に要する経費
- ② ①の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還または積立のための支出

※ ①、②については、子育て支援事業に必要なものに限る。

第3段階：弾力運用

別表4（同一設置者の社会福祉施設等）※改善基礎分相当額の範囲内

- ① 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- ② 社会福祉施設等の土地または建物の賃借料
- ③ 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還または積立のための支出
- ④ 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

※ ①～③については、社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。

第3段階：弾力運用

別表5（同一設置者の保育所等）※委託費3か月分の範囲内

- ① 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- ② 保育所等の土地または建物の賃借料
- ③ 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
- ④ 保育所等を経営する事業に係る租税公課

※ ①～③については、保育所等を経営する事業に必要なものに限る。



**前期末支払資金残高の
取崩しは適正に行っていますか？**



前期末支払資金残高の取扱いについて

前期末支払資金残高は、**条件を満たせば**取崩しを行うことができます。

※ 開設初年度の施設においては対象外。

事前に**貴職（東京都）に協議**を求め、審査の上適当と認められる

＜経理等通知3(1)＞



- ◆ 当該施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費に充てることができる。
- ◆ 別表2（同一設置者の保育所等）に係る経費

【事前協議の省略ができる場合】

- 1 自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合
- 2 取り崩す額の合計額が当該年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の**事業活動収入計（予算額）の3%以下**である場合

【弾力運用の第3段階の要件を満たしている施設のみ可能】

あらかじめ貴職（東京都）の承認を得た上で、以下の経費に充当ができる

※ 当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会



<経理等通知3(2)>

- ◆ 当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できる。
- ◆ 当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当できる。
 - ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
（社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書および社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」および「事務費支出」に相当する経費）
 - ② 同一の設置者が運営する第1種社会福祉事業および第2種社会福祉事業ならびに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
 - ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費



キャリアアップ補助金等に係る財務情報等 公表様式の公表を行っていますか？

財務情報等公表様式は、利用者にとって見やすい
場所に掲示しなければなりません。

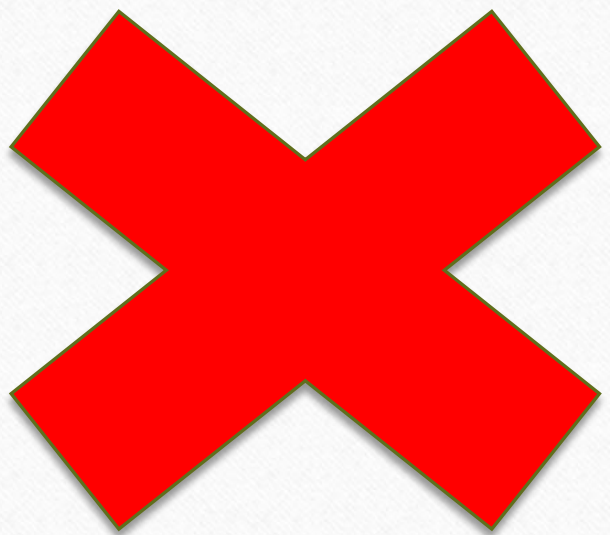


クイズタイム！！



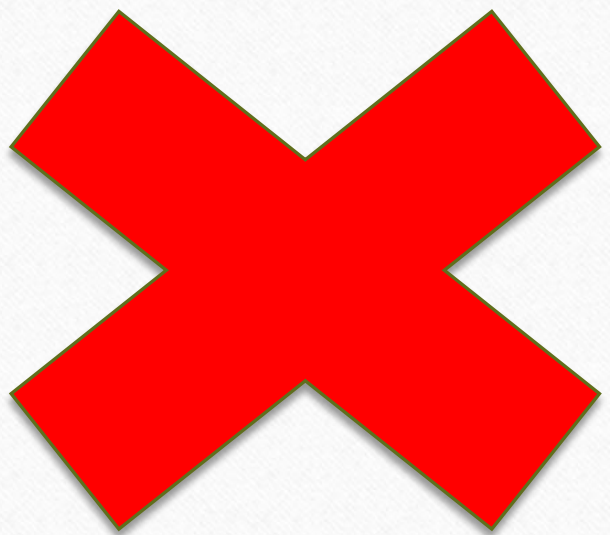
第1問

委託費の弾力運用、第3段階の要件として、保育サービスの質の向上に関する3つの要件のうちいずれかを満たしていれば、要件を満たすことができる。



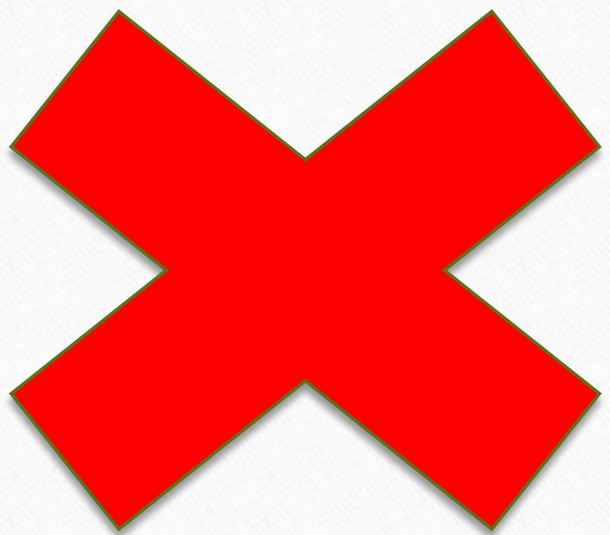
第2問

財務情報等公表様式の内容は、
利用者に周知するため
園だよりで配付した。



第3問

財務情報等公表様式は、当該施設の職員に対し、その内容を周知する必要はない。





今回の問題は、全て答えが×になります。
なぜ、×なのかスライドを振り返り
確認してみてください！



これからも安全安心な保育のために・・・

ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
終了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

受講報告は、Logoフォームでのご回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出×切：令和7年5月12日（月）必着